

10. 船積貨物警備料金表

(本料金は届出料金の最高額を掲示したものです。)

(平成 26 年 4 月 1 日実施)

I. 適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1口につき 単位円)

項 目	昼 間 料 金	夜 間 料 金
本船舷門又は巡回警備料金	17,535	35,044
本 船 船 艙 警 備 料 金		
舁 運 送 警 備 料 金		
貨物集積場警備料金		

(注) ① 昼間料金は、8時より17時の間に行った作業に対して適用します。

② 夜間料金は、17時より翌朝8時の間に行った作業に対して適用します。

③ 前夜半(17時より21時の間)のみ作業を行った場合は、夜間料金の5割を基本料金とします。

④ 一昼夜(8時より翌朝8時)の作業を継続して行った場合は、昼間料金と夜間料金の合算額から10%に相当する額を差し引いた金額を基本料金とします。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

(イ)「本船舷門又は巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繫本船の舷門、船艙、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。

(ロ)「舁運送警備」は舁積貨物(場所は舁溜、荷揚場、本船、船側等)の警備を行う作業とします。

(ハ)「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナー・バース、上屋(CFSを含む)及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。

(2) 各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上、決定します。

2. 割増料金

日曜、祝祭日の作業は、各々の基本料金の3割増とします。

3. 作業手配取消の場合の料金

手配取消は、作業開始1時間前までは、基本料金の6割、それ以後は10割を申し受けます。

備考 (イ) 手配時刻：作業手配の申し受けは、原則として前日の15時までとします。

(ロ) 作業開始時刻：昼間作業は8時、夜間作業は17時とします。

4. 分担金等

	港湾福利分担金	労働安定基金
昼 間	60 円	52 円
半 夜	60 円	52 円
全 夜	120 円	104 円

5. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

6. その他

(1) 警備作業引受時間帯に前後する関連雑作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(3) 委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。

(4) 天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、決定し申し受けます。